

捕獲の規制に関する現行基本指針の主な記述

項目	記述（抜粋）	頁
I 第一 2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	<p>(5) 有害鳥獣捕獲</p> <p>地域ぐるみで、鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、隣接地域との連携、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要となっており、国及び地方公共団体における鳥獣行政及び農林水産行政の一層の連携が求められる。また、わなの利用状況、捕獲状況、安全確保等について、実態や課題の把握を行い、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討することが求められている。</p>	P4
I 第一 3 鳥獣保護管理事業の実施の方向性 狩猟の適正化	<p>(1) 生物多様性の保全</p> <p>鳥獣保護管理事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用及び個体群管理の実施等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。また、鳥獣保護管理事業が適切に実施されなければ、ニホンジカ等の増加による植物又はそれに依存する生物の減少、植生の荒廃又は裸地化の進行等、我が国の生物多様性に深刻な影響を与える。このことから、鳥獣保護区及び特別保護地区、更には休猟区や法第 15 条に基づく指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに、特定計画の策定及び適切な実施、法第 12 条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第 14 条の 2 に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、法第 18 条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第 28 条の 2 に基づく鳥獣保護区における保全事業の適切な実施等に努めるものとする。</p>	P5
I 第一 3 (2) 人と鳥獣の適切な関係の構築	<p>③ 指定管理鳥獣捕獲等事業による鳥獣の捕獲等の強化</p> <p>国は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、当該鳥獣の生息状況や当該鳥獣による被害状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）について、指定管理鳥獣に指定するものとする。都道府県は、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画及びそれに基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極的に作成し、必要な捕獲等を主体的に実施するよう努めるものとする。</p>	P6

	<p>④ 狩猟の役割とその適正化</p> <p>狩猟者は、科学的・計画的な鳥獣の管理を図るための捕獲等の担い手という役割を果たしている。このような社会的役割について普及啓発を行うとともに、法第 39 条に基づく狩猟免許、法第 55 条に基づく狩猟者登録等の制度の適切な実施を通じて狩猟者の育成・確保を図り、狩猟者に対して法を始めとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止等危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。</p> <p>⑤ 科学的・計画的な保護及び管理の進め方</p> <p>人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護及び管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護及び管理はもとより、個別の有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。</p>	
<p>I 第六 狩猟の適正化</p>	<p>3 網猟とわな猟の適切な実施</p> <p>網猟免許とわな猟免許について、網及びわなそれぞれの扱いについての専門性を高めることによって、錯誤捕獲及び事故の防止を図る。網及びわなは、それぞれ性質の異なった猟具で、対象とする狩猟鳥獣や必要な技術・知識も異なることから、各々の猟法に応じた試験内容とし、専門性の向上を図り適正な狩猟が行われるように措置するとともに、狩猟免許の取得を推進することとする。</p> <p>特にわな猟免許の試験には、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な設置の数量並びに時期及び場所の選択、住民等や他の狩猟者に対しての周知、見まわりの実施等の技術・知識を盛り込むこととする。</p>	<p>P20</p>
<p>Ⅲ 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p>	<p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護及び管理の考え方が重要であることから、I 第二-1 及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護及び管理の考え方を鳥獣保護管理事業計画に記載するものとする。</p> <p>(1) 希少鳥獣 (中略)</p> <p>(2) 狩猟鳥獣 (中略)</p> <p>(3) 外来鳥獣等 (中略)</p> <p>(4) 指定管理鳥獣 (中略)</p> <p>(5) 一般鳥獣 (後略)</p>	<p>P36-37</p>

<p>Ⅲ第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p>	<p>(2) 許可する場合の基本的考え方 (抜粋)</p> <p>① 学術研究を目的とする場合 (中略)</p> <p>② 鳥獣の保護を目的とする場合</p> <p>1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合 (中略)</p> <p>2) その他鳥獣の保護を目的とする場合 (中略)</p> <p>③ 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (中略)</p> <p>2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合 (中略)</p> <p>④ その他特別な事由を目的とする場合 (後略)</p>	<p>P38-39</p>
<p>Ⅲ第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p>	<p>(3) わなの使用に当たっての許可基準</p> <p>わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。</p> <p>① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合 (③の場合を除く。)</p> <p>1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。</p> <p>2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。</p> <p>② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合</p> <p>くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。</p> <p>③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合はこわなに限るものとする。</p>	<p>P40</p>
<p>Ⅲ第四 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p>	<p>(6) 捕獲実施に当たっての留意事項</p> <p>捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。</p>	<p>P40</p>

	<p>また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。(後略)</p>	
<p>Ⅲ 第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p>	<p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方</p> <p>有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。</p> <p>ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。</p> <p>有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。</p> <p>また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。</p> <p>② 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。</p> <p>設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記①に加え次のとおりとする。</p> <p>1) 基本的考え方</p> <p>ア 基本的な方針</p> <p>有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 予察捕獲</p> <p>被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という。)は、1)アで示した鳥獣(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、1)</p>	<p>P44-46</p>

	<p>アで示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。</p> <p>エ 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項 (中略)</p> <p>オ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整との関係 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。</p>	
<p>Ⅲ 第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p>	<p>2) 捕獲許可基準の設定方針 有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。</p> <p>ア 許可対象者 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。</p> <p>(ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、ア</p>	

ライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、罠いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

イ 鳥獣の種類・数

(ア) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の a 又は b に該当する場合のみ対象とするものとする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(ウ) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であるものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(ア)～(ウ)は適用しない。

ウ 期間

(ア) 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とするものとする。

ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

(イ) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

(ウ) 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、あわせて、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

(エ) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

エ 区域

(ア) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

(イ) 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

(ウ) 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等

	<p>を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成等により管理の推進を図るものとする。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。</p> <p>オ 方法</p> <p>空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。</p> <p>なお、鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。</p> <p>また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を探り、結果として被害等の発生の一因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。</p>	
<p>Ⅲ 第四鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p>	<p>5 鳥獣の管理を目的とする場合 (中略)</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的</p> <p>鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。なお、実施に当たっての留意事項は 5 (1)②-1) ウに準じるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	